秋田なまはげの会「多重債務相談スキルアップ講座」について

秋田なまはげの会
小玉　順子

１　秋田なまはげの会のプロフィール

秋田なまはげの会（※１）は２００７年７月に秋田県内のクレサラ被害者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などが中心になり結成されました。正式名称は「秋田クレジット・サラ金・悪質商法被害をなくす会」です。全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会にも加盟しております。

２００７年当時、秋田県は毎年のように自殺率全国１位、自殺者が多い県というイメージが定着しつつありました。秋田県は自殺に関わる問題を「地域社会が取り組むべき問題」ととらえ、行政、民間の力を結集し問題解決にあたるためさまざまな施策を展開しました。その中のひとつが「相談体制の充実」です。秋田なまはげの会は借金など金銭問題の相談窓口として、秋田県ふきのとうネットワーク（※２）に加わりました。

これをきっかけに、秋田なまはげの会は自殺予防活動にも関わることとなりました。ふきのとうネットワークの合同相談会や各種イベントへの参加を通じ、自治体の福祉部門や福祉関係の民間団体との交流が始まりました。

２　福祉部門における多重債務問題と新たな課題

福祉部門の方々は一様に「支援対象者の中に借金がある人を見つけても、私たちにはどうすることもできず、紹介先もない」と言いました。福祉部門の方々は支援対象者に福祉制度や福祉サービスの紹介はできるが、個々の家庭の金銭問題には口を出せないからです。

また、多重債務問題についての知識が不足しているため、借金など金銭問題を抱えた人に適切なアドバイスもできず、弁護士など専門家のつてもない。「秋田なまはげの会ができ、支援対象者を繋げられるようになって良かった」と言われるようになりました。

２０１０年頃、全国から過払い金の回収で借金を帳消しにできるとうたう法律事務所の出張相談会が秋田県内各所で開催されるようになり、生活再建のことなどお構いなしに、過払い金回収をメインに据えた債務整理を行ってしまう多重債務者が増えていました。

秋田なまはげの会にはこれら法律事務所に債務整理を依頼した人たちからの苦情相談が寄せられるようになったほか、各地の福祉関係者から法律事務所の出張相談会に行かせた方が良いか、何か問題があるか、という問い合わせも入るよ

うになってきました。

この頃になると、秋田県の自殺率全国１位は変わりませんが、自殺者数、特に経済問題による自殺者が大幅に減少したと報道されるようになりました。会への相談者も減少が止まらず、このままでは会の存在価値が失われるのではないかという危機感がありました。

３　多重債務相談スキルアップ講座

秋田なまはげの会が存続していくには、やはり原点に立ち返り、多重債務相談のプロとして、秋田県内の自治体や民間団体に「生活再建を目指す債務整理」について広報していくとともに、債務整理の方法や相談処理の手法を伝えていく必要がある。そして、多重債務で苦しむ人を発見するのは借金相談の窓口だけではない、福祉部門や徴税部門、市民相談や病院、学校、さまざまな窓口であり団体であることから、多重債務相談について組織団体を越えたネットワークを構築する必要がある。この二つを両立するため、会独自の講座を開催すべきと考えたのです。

多重債務問題の周辺にある問題である、悪質商法などの消費者被害、労働問題、生活保護、借金の原因ともなる依存症についても学べる講座を開催することとし、受講対象者は

(1) 自治体の福祉部門、市民相談・消費生活相談部門、生活保護部門、徴税担当部門などの担当者
(2) 社会福祉協議会、地域包括支援センター、ハローワークの職員。ひとり親世帯支援、身体障がい者支援、精神障がい者支援、家庭相談等を行う団体の職員
(3) 秋田県内の自殺対策、生活支援などを行う団体

としました。

こうして２０１２年５月、第１回多重債務相談スキルアップ講座を開催することとなりました（５日コースで開催）。

第１回講座のカリキュラムと講師

(1) 多重債務問題の現状と周辺の諸問題/弁護士（秋田なまはげの会賛助会員）
(2) 秋田なまはげの会の活動と会員の体験発表/秋田なまはげの会事務局長、会員
(3) 債務整理について（債務整理方法など）/弁護士（秋田なまはげの会賛助会員）
(4) 多重債務の周辺にある問題①悪質商法被害/消費生活相談員（秋田なまはげの会会員）
(5) 多重債務の周辺にある問題②依存症/秋田県内の依存症自助グループ代表

(6) 多重債務の周辺にある問題③労働問題/弁護士（秋田なまはげの会賛助会員）
(7) 成年後見制度について/司法書士（秋田なまはげの会賛助会員）
(8) 多重債務の周辺にある問題④生活保護/弁護士（秋田なまはげの会賛助会員）
(9) 多重債務問題解決のため、どのような連携が可能か～自治体相談窓口の庁内庁外連携をヒントに/行政職員（秋田なまはげの会会員）・消費生活相談員（秋田なまはげの会会員）

まとめ　事例検討、グループ討議

受講者から講座についてアンケートを取りました。

「これまで（税金の）滞納者に、いつ払うのかとばかり聞いていたが、これからはどうして払えないのかと聞いていくようにしたい/県・徴税担当」「借金があれば生活保護は受けられないと思っていました。相談者に正しい情報を伝えていきます/町・社協職員」「自分の担当でも借金で家賃が支払えない人がいました。今後は債務整理しましょう、とアドバイスできます/市・公営住宅担当」

受講者からは、多重債務やその周辺にある問題について、分かっていたつもりでも知らなかったことがたくさんあった、講座で学んだことをそれぞれの所属先の同僚たちにも伝えたいと言われ、講座を開催して良かったと心から思いました。

２０１２年第１回講座には２０名の受講申し込みがあり、講座への問い合わせも多かったため、秋に第２回講座を開催しました。なお、講座の開催費ですが、２０１２年開催分は会の自主財源でまかないました。

２０１３年から多重債務相談スキルアップ講座は秋田県地域自殺対策強化事業費補助金（※３）の対象事業となり、補助金を利用して開催できるようになりました。現在は年１回（２日コース）を開催しています。受講者のリピート率が高いこともあり、現在は基礎講座は行わず、受講者から提供された事例検討とグループ討議をメインに据えています。事例で取り上げた内容に関するミニ講座やミニ解説を入れながら、各グループで討議した内容を発表しています。

２０１６年第６回講座のカリキュラム

(1) 事例検討①借金の当事者が死亡した場合～債務者が死亡し連帯保証人になった債務の請求を受けた/両親離婚後２０年以上会っていない父が死亡し、相続人として請求を受けた
(2) 時効を考える～債権回収業者や、債権回収業務業務を委託された弁護士からの請求/放置していた借金が裁判になった

(3) 家庭の問題と借金～借金が原因で離婚するが、住宅ローンの扱いはどうなるか/奨学金を借りたが家族の生活費に使われた

(4) ヤミ金・悪質商法の被害による借金～スマートフォンやタブレットを送付すれば融資すると言われ、ヤミ金とは知らず送付してしまった/マルチ商法に加入するためサラ金から借金したが、儲からず借金返済も苦しい

４　講座の効果、影響

これまで講座には、秋田県と（県内２５市町村のうち）１８市町から、のべ９０名が受講しています。当初講座を通じて秋田なまはげの会と受講者の間で今後の連携がとれるようになればよいと考えましたが、受講者同士が仲良くなっていったのは嬉しい誤算でした。

行政職員や民間団体の会員など普段接点がない人たち、また同じ市役所にいても担当が異なり会ったこともなかった人たちが、講座を通して知り合い、それぞれの業務や活動で顔の見える連携がとれるようになってきています。２０１５年からは生活困窮者自立支援制度が開始され、自治体の生活困窮者自立支援担当者も講座を受講して下さっています。

受講者から秋田なまはげの会へ相談者を繋いでくださるだけでなく、受講者の所属先から秋田なまはげの会へ出張相談会や講師派遣の依頼などもいただけるようになり、会の活動の活性化にも役立つ事業に育ってきています。もし講座を開催していなかったら、会は今まで存続していなかったかもしれません。

最後に、第１回講座初日の会長挨拶の一部を紹介します。「多重債務およびそれを取り巻く問題の解決は一人ではできない。多くの方々が連携し、ネットワークを作り、互いに『一人ではない』という思いで相談に当たってこそ、本当に相談者を元気づけ、その相談者にも『私たちは一人ではない』と思っていただけるのではないか」

この思いを忘れず、今後も多重債務相談スキルアップ講座を一年でも長く続けられるよう頑張っていきます。

JUNKO KODAMA
Email:　july27yb34@yahoo.co.jp

※１　秋田なまはげの会HP
namahage.lekumo.biz

※２　秋田県の自殺予防対策について（秋田県ふきのとうネットワークの解説あり）
www.pref.akita.lg.jp/pages /archive /3243

※３　秋田県地域自殺対策強化事業費補助金について（２０１７年度多重債務相談スキルアップ講座の申請額は２０万円）

www.pref.akita.lg.jp/pages /archive /25567